



今年初の判決 鹿児島地裁も勝訴 合理的で説得力のある判決

保護費減額の取消しを命じた鹿児島地裁

1月15日、鹿児島地方裁判所は、鹿児島県内の生活保護利用者30名が鹿児島市、出水市、国を被告として提起した裁判で、保護費の減額処分の取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。

高裁を含め14例目の勝訴

これまでに言い渡された26の判決（うち2つは高裁判決）のうち、2021年2月22日の大阪地裁判決、2022年5月25日の熊本地裁判決、同年6月24日の東京地裁判決、同年10月19日の横浜地裁判決、2023年2月10日の宮崎地裁判決、同年3月24日の青森地裁判決、和歌山地裁判決、同年3月29日のさいたま地裁判決、同年4月11日の奈良地裁判決、同年5月26日の千葉地裁判決、同年5月30日の静岡地裁判決、同年10月2日の広島地裁判決、そして同年11月30日の名古屋高裁判決に次ぐ、地裁では13例目、高裁を含むと14例目の勝訴判決となります。厚生労働大臣の処分の違法性を認める流れには揺るぎがありません。

弁護団は「国は控訴せず従うべき」

判決後に開いた記者会見で、弁護団長の増田博弁護士は、「なぜ苦しい生活をしている人の支給額を引き下げなければならないのか、裁判所が見事に判断した。合理的で説得力のある判決で国も控訴せず従うべきだ」と評価するとともに、早期の解決を求めました。

原告は「感無量」「やっと勝てた」

原告の男性(73歳)は喜びの声を上げると同時に、生活の大変さを訴えて「国が保護基準を上げる後押しになってくれると良い」と語りました。さらに、支援者も「たたかなければと思っただけで、提訴した頃は勝てるとは思っていなかった。全国のたたかいが流れを作ってくれた。勝てて嬉しい」と語りました。



(勝訴旗をかかげる鹿児島弁護団)

これからは、残る6地裁、さらには続々と高裁判決が続きます。また、既に大阪訴訟、愛知訴訟が最高裁でのたたかいになっています。ご支援をお願いいたします。

※全国の判決、当会の動きは、いのちのとりで裁判全国アクション HP に掲載しています。どうぞご覧ください。
<https://inochinotoride.org/>

共同代表と事務局から新年のご挨拶



本来の目標に向けて

藤井 克徳
(共同代表・きょうされん専務理事)

私たちの「いのちのとりで裁判」とは何でしょうか。直接の目標は、「負を埋める」ことです。政府によって削られた生存権を回復させることです。これだけを聞けば、元の状態に戻して目標は達成と言うことになります。本来の目標はそうではありません。生活保護基準を飛躍的に引き上げることです。さらには、その向こうに憲法 25 条の完全実現を図るための新たな法体系づくり、生活保護法に代わる生活保障法(仮称)の打ち立てがあるのです。

そうしてみると、「負を埋める」運動は、本来の目標の実現からみれば途中段階に過ぎないのです。もちろん甘くみることは禁物です。完全に勝利することであり、そのことが新たな未来への反転攻勢の足場づくりになるのです。「いのちのとりで」の運動は、個々の裁判支援にとどまらず、全国の原告と弁護団、支援者をつないでくれました。

今年は、このつながりをさらに強め、関連する裁判のすべてで勝利していきたいと思います。「取り戻す」の運動から、「新たな未来づくり」の運動へと発展させていこうではありませんか。



希望と前進の年に

木下 秀雄
(共同代表・大阪市立大学名誉教授)

2024年、新年おめでとうございます。能登地震など波乱の幕開けとなりましたが、様々な困難を乗り越えて希望と前進の年にしたいと思います。

私は「生活保護基準引き下げアカン、大阪の会」の共同代表をしています。

昨年4月14日に大阪高裁で、2021年2月22日の大阪地裁判決をくつがえす、極めて悔しい、そしてひどい判決が出ました。しかし、その後千葉地裁、さいたま地裁、静岡地裁、11月30日の名古屋高裁判決と、原告勝訴判決が続きました。12月の那覇地裁判決は残念でしたが、大阪高裁判決の逆流を許さない各地の判決を見て、改めてこのいのちのとりで訴訟の素晴らしいところは、全国で同じ志を持って訴訟を提起し、闘っていることだと実感しました。

今後、各地の地裁、高裁で原告勝訴の判決が続くよう、そして大阪事案の最高裁での再逆転勝訴実現のために、今年も全国の皆さんと力を合わせたいと思います。





生活保護はますます重要に

稲葉 剛

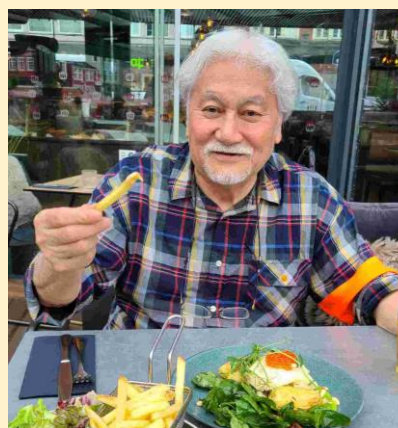
(共同代表・つくろい東京ファンド代表理事)

本年1月1日に発生した能登半島を震源とする大規模な地震は、未だ全容が明らかにならないほどの甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

2011年に東日本大震災が発生した際は、災害や原発事故の直接的・間接的な影響により、数か月後、人によっては数年後に生活に困窮され、生活保護を申請された方がいらっしゃいました。その後、各地で毎年のように大規模な自然災害が発生し、想定していなかった感染症のパンデミックも起きる等、人々の生活を脅かすリスクが高まる中、「いのちのとりで」である生活保護の重要性はますます高まっていると言えます。

生活保護制度をめぐるのは、違法な水際作戦など制度の利用を阻む要因がまだまだ残されていますが、制度を利用しても基準が不当に低すぎるため、困窮者支援団体の食料配布に頼らざるをえない人が続出しています。

昨年の名古屋高裁における逆転勝訴判決は、生活保護制度のあるべき姿を改めて示してくれたものでした。誰もが健康で文化的な生活を保障される社会にしていこうため、今年も力を合わせていきたいと思えます。よろしくお願いします。



権利はたたかう者の手にある

井上 英夫

(共同代表・高齢期運動サポートセンター理事長)

寒中お見舞い申し上げます。

去年は、戦禍絶えず、絶望的にもなりましたが、名古屋高裁判決という素晴らしいプレゼントがありました。

憲法 25 条の条文に忠実に判断し、国を断罪しました。生活保護は、人権である。国が、「主権者たる国民」に「健康で文化的」な生活を保障し、さらに「向上増進」させなければならない。引き下げなどもってのほかとし、その苦痛に対して慰謝料をも認めました。

判決は、憲法97条のいう「人権のためのたたかいの成果」に他なりません。皆さんが、負けても、負けてもたたかい続けたからこそその成果です。

元旦、金沢は快晴でしたが激しい揺れが襲いました。私たち老夫婦は無事でしたが、珠洲、輪島等能登の被害は甚大です。それでも能登の人々は黙して、必死に耐えています。能登料理を堪能できるような「人間の復興」を祈るばかりです。

しかし、国は災害対策も生活保護・社会保障も「公助」で寄り添うのみだと、自助・頑張りを強要します。どこに、どのように住むか、自分で決定できる。貧困や過疎化、災害をこえて、「住み続ける権利」を人権として保障させましょう。

裁判の舞台は最高裁にうつります。人権のためのたたかいを「燎原の火」のように広げ、最高裁そして日本の国を変えましょう(名古屋高裁判決については、『ゆたかなくらし』2月号(1月発行)をご覧ください)。



「係争中だから」と逃げることは 許されない

田川 英信（事務局・社会福祉士）

昨年11月30日の名古屋高裁判決後に、三日間にわたって衆参の厚生労働委員等の国会議員に要請しました。その際に一番強い反応があったのは、被告側が国会答弁と違うことを裁判で主張していると説明した時でした。

引き下げ当時、「物価が下がったことによって実質的に購買力が増えた」から生活保護基準を下げたと政府は国会で説明していました。もちろん、いのちのとりで裁判でも同様の主張をしていました。

ところが、デフレ調整の根拠として独自に作成した「生活扶助相当CPI」のポンコツぶりが裁判で明らかになり、物価下落による保護基準引き下げは違法だとする原告勝訴判決が相次ぎました。

そこで、被告側は「一般世帯の所得水準が低下したこととのバランスをとる」ために保護基準を下げたと主張を変えるに至りました。裁判の主張を途中で変える、これは被告側が迷走している証です。国会への説明とも食い違うことを裁判で主張することは、立法府を愚弄し、主権者である国民を馬鹿にしています。

もう被告側は詰んでいます。厚労大臣・政府は、係争中だからと逃げず、早期解決を図るべきです。



わたしたちは独りじゃない

坂下 共（事務局・きょうされん）

いのちのとりで裁判を野球に例えると、序盤3回を終わったあたり。予想を上回って優勢に立っている、といったところでしょうか。これからいよいよ中盤に入ります。地裁判決が残りわずかなり、ここからは高裁でのたたかい、そして最高裁を見据えたとりくみに重点を置くことになります。

日頃は感じ取ることが難しいのですが、オンラインや対面での集会などに見知った面々が集てくると、「わたしは、わたしたちは独りじゃないんだな」と強く勇気づけられます。自己責任論が根強く社会にはびこるなかで、時にくじけそうになることもあります。各地で原告として立ち上がった人、それを懸命に支える人を思い浮かべることで、力が湧いてきます。大阪高裁での悔しい敗訴、名古屋高裁での完全勝訴という2023年をふりかえって、その思いを強くしました。

野球はツーアウトから、という言葉があります。勝敗は試合終了となるまで何が起こるか分からない、あきらめずに、という意味です。早期の全面解決をめざして、今年も力を合わせてともに前に進んでいきましょう。

今後の予定

2月2日

大阪訴訟の最高裁要請行動

3月14日13時半

秋田訴訟仙台高裁判決

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：（個人）1口500円、（団体）1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408（読み ヨンゼロハチ）【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前（所属）
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。